様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　2月　　13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ことぶきせいしかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　　　 コトブキ製紙株式会社  （ふりがな）　　　　　　　　　むとう たいすけ  （法人の場合）代表者の氏名　　　　　　 武藤 泰輔  住所　〒849-0306  佐賀県小城市牛津町勝1318  法人番号　9290001007536  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX時代を生き抜くための戦略」 | | 公表日 | 2024年　　11月　　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX・プライバシーポリシー」内に記載。  <https://www.kotobukiseishi.com/assets/files/pdf/dx-strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1.DX戦略策定の目的  このDX戦略は、弊社がデジタルツールをどのように位置付け・導入し、長期的にどのようなデジタル環境を構築していくのか。また、既存の仕事のやり方・働き方・組織体制をどのように変革し、スピードを上げてDX時代を生き抜いていくかを示すものであり、取締役会にて承認したものである。多くの人々の当たり前の幸せを実現する使命を果たすため、以下の通り、実行していくこととする。  ２．DX基本方針  DX推進にあたっては、次の３つを基本方針として、ライバルに差をつける。   1. デジタルツールの活用により、既存ビジネスの生産性を改善する。 2. デジタル技術と現場のアナログ情報を融合させ、高速ＰＤＣＡサイクルにより、お客様に提供する付加価値を高める。 3. 現場社員を含めた組織横断型活動（社内教育含む）により、デジタル技術を有し自ら業務改善ができる人材を育成する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX時代を生き抜くための戦略」 | | 公表日 | 2024年　　11月　　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内の「DX時代を生き抜くための戦略」内「4.DX推進プロジェクト」に記載。  <https://www.kotobukiseishi.com/assets/files/pdf/dx-strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1.リアルタイム経営  ①生産現場の最適化  ・製造設備へのIoTツール取付によるモニタリング  ・BIツールによるモニタリングとデータをもとにしたコントロールシステムの構築  ②営業・管理間接部門の最適化  ・CRMシステムとBIツールの連結  ・顧客分析に必要な情報の自動処理化  ・すべての既存システムとBIツールの連結 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX時代を生き抜くための戦略」の「4.DX推進プロジェクト」及び「5.DX推進体制図」に記載。  <https://www.kotobukiseishi.com/assets/files/pdf/dx-strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX推進体制図  ・組織横断型のDXチームを発足  DX推進プロジェクト  IT人材の創出  ・DX戦略に基づき必要なスキルを定義し組織横断で教育の場を提供する  ・社内認定資格制度を整備しスキル獲得状況を見える化する  ・ITツール社内活用の深化  ・マニュアル、フォーム、共通の道具を階層、職位を問わず使いこなす |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX時代を生き抜くための戦略」の「4.DX推進プロジェクト」に記載。  <https://www.kotobukiseishi.com/assets/files/pdf/dx-strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | ・社内で運用しているシステムをシームレスに連携する。  ・営業に関わるデータベースをBIツールを用いて構築しデータドリブン経営を実現させる。  ・バックオフィス業務に関わる社内資料をすべて電子化する。  ・ローコードツール活用して属人化、再レガシー化を抑制する。  ・ステークホルダーとのデータ連携を増やす。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX時代を生き抜くための戦略」 | | 公表日 | 2024年　　11月　　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX時代を生き抜くための戦略」のうち「3.DXビジョンの推進シナリオ」及び「4.DX推進プロジェクト」の各指標に記載。  <https://www.kotobukiseishi.com/assets/files/pdf/dx-strategy.pdf> | | 記載内容抜粋 | 「Phase.3からPhase.4への判断指標」  ・クラウド型グループウェア、サービス、サーバーと既存システムの連携  ・BIツール活用による業務データの見える化とデータドリブン経営への移行を継続  ・ローコードツールを活用した業務の効率化  ・必要に応じたステークホルダーとのデータ連携  「DX推進プロジェクト達成を図る指標」  〈リアルタイム経営〉  ・製造設備の全１６か所へIoTツールを設置完了し、データによる予測・判断と生産管理を実現する。  ・生産部門の残業時間10％減を達成する。  ・社内で運用しているシステムをシームレスに連携し、単体で動くシステムを【ゼロ】にする。  ・営業に関わるデータベースをBIツールを用いて構築しデータドリブン経営を実現させる。  〈IT人材の創出〉  ・力量管理表(スキル票)をBIツールを用いて構築し習得度を向上させる。  ・DXチームの人員を毎年10名選任し累計40名を達成する。  〈デジタル技術活用環境の整備〉  ・営業・管理間接部門の残業時間10％減を達成する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　11月　　15日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「代表メッセージ」にて戦略の推進状況等を代表取締役社長がテキストで発信している。  <http://www.kotobukiseishi.com/policy/> | | 発信内容 | 当社は、時代の変化にスピード対応し、お客様の満足と幸せに貢献し続けるため、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組んでいます。  システム部に加え、2021年には組織横断型活動を行うDXチームを発足させ、各現場を巻き込んだ全社的なDX推進への取組みを強化しています。  今後は、DX推進をさらに強化し、掲げたビジョンの実現に向けて取り組んでいきます。  Google等のサービスを組み合わせ、可視化したデータを基にお客様満足度向上を目的とした施策をスピーディーかつ、数多く実行できるビジネスプロセスを構築し、変化し続ける市場環境と、お客様ニーズに素早く対応していけるデータドリブン経営を実現してまいります。  コトブキ製紙株式会社  代表取締役社長　武藤 泰輔 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　12月頃　～　　　2025年　　1月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>）より入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　　2月頃　～　　　2023年　　2月頃 | | 実施内容 | 当社は2023年2月にSECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を実施している。  <http://www.kotobukiseishi.com/assets/files/pdf/20230203-basic-policy-on-information-security.pdf> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。